

伊賀市男女共同参画に関する意識調査結果

調査概要

調査の目的

伊賀市における男女共同参画の現状を調査し、「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」策定のための基礎資料を得ることで、今後の施策に反映させることを目的としています。

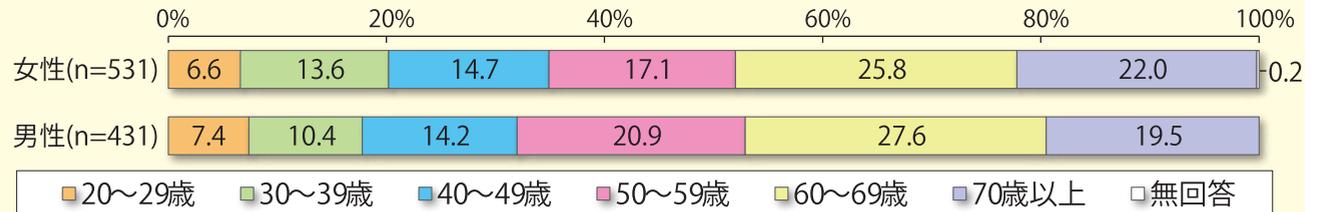
調査対象：伊賀市在住の満20歳以上の男女2,000人

調査方法：郵送配布、郵送回収

調査期間：平成26年11月12日～11月27日

回収結果：有効回収数965通（有効回収率48.3%）

回答者の属性

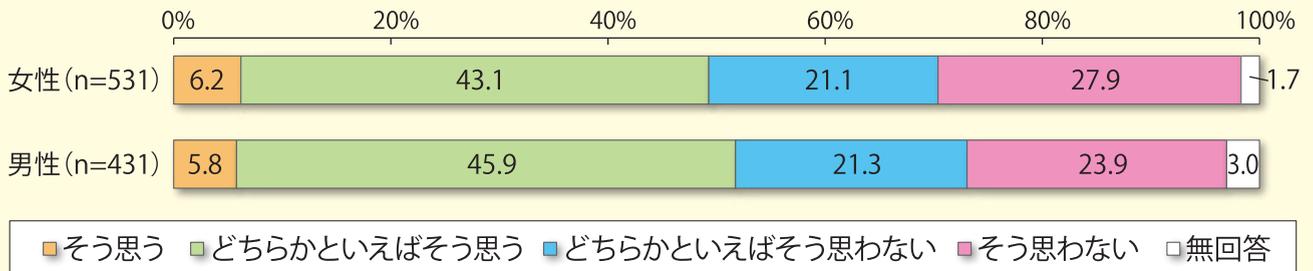


平成27年3月

伊賀市

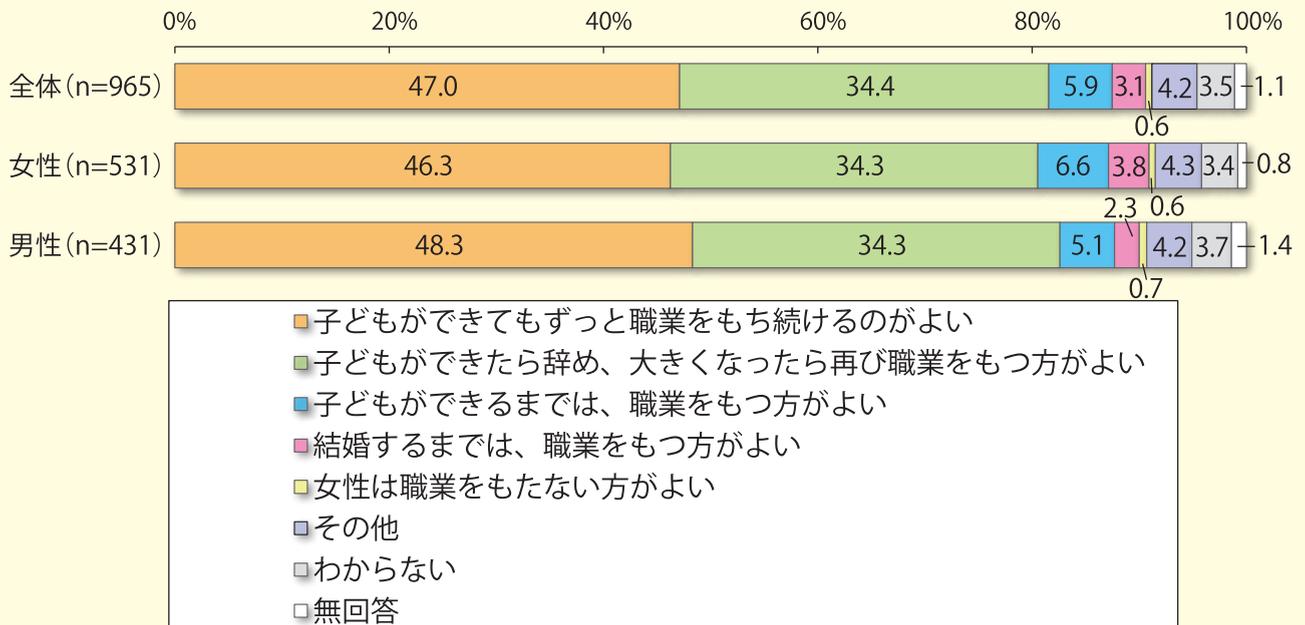
「男は仕事、女は家事・育児・介護」という考え方に対して

男女ともに、「どちらかといえばそう思う」の割合が4割台半ばと最も高く、次いで「そう思わない」の割合が高くなっています。また、男女ともに「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が約5割、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合が4割台半ば～5割弱となっており、ほぼ同じ割合を占めています。



女性の働き方について

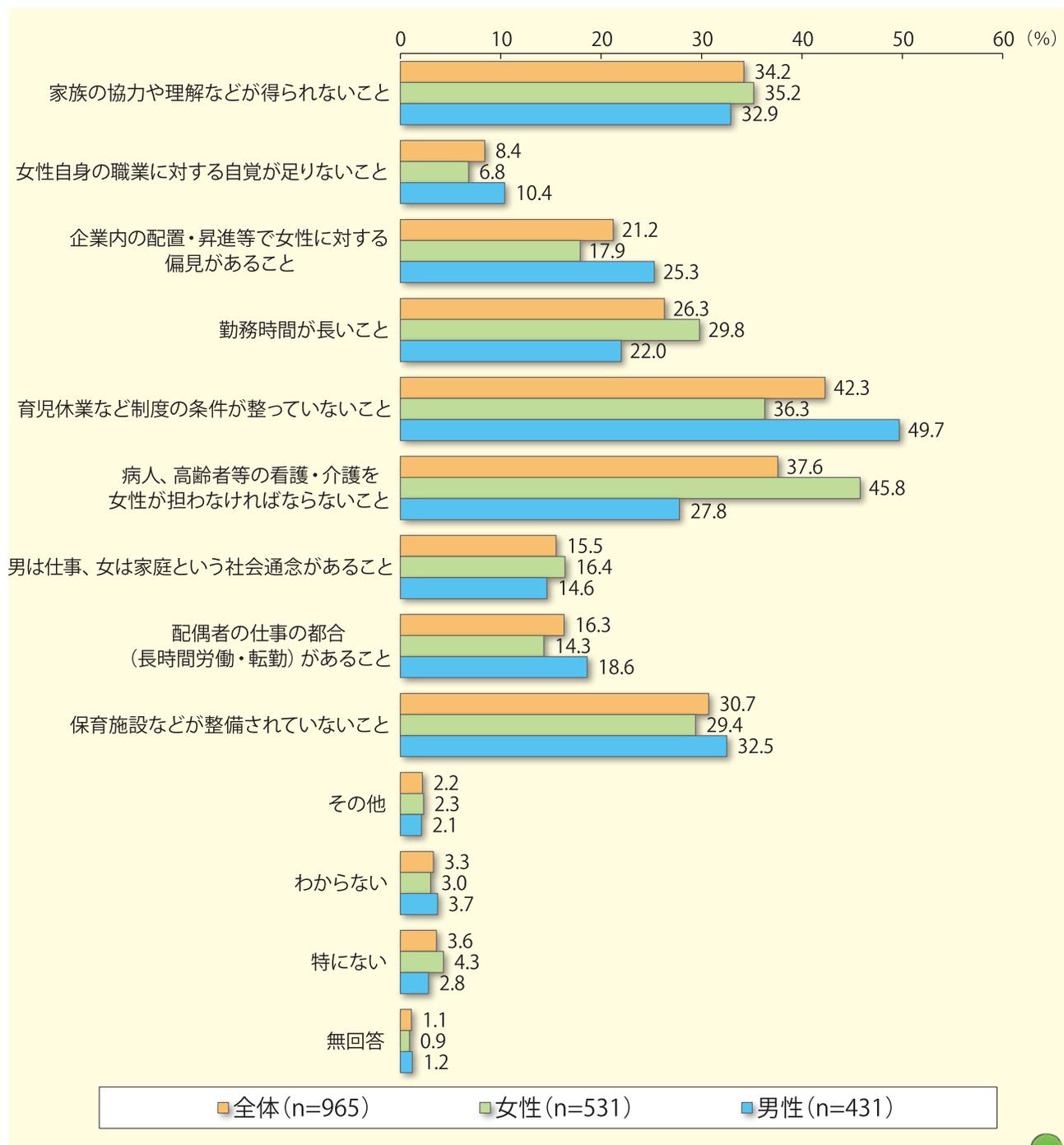
全体では、「子どもができてずっと職業をもち続けるのがよい」（継続型）の割合が約5割と最も高く、次いで「子どもができたらずつ職業をもち続けるのがよい」（再就職型）の割合が高くなっています。



女性が働き続けていくうえで障害になっていること

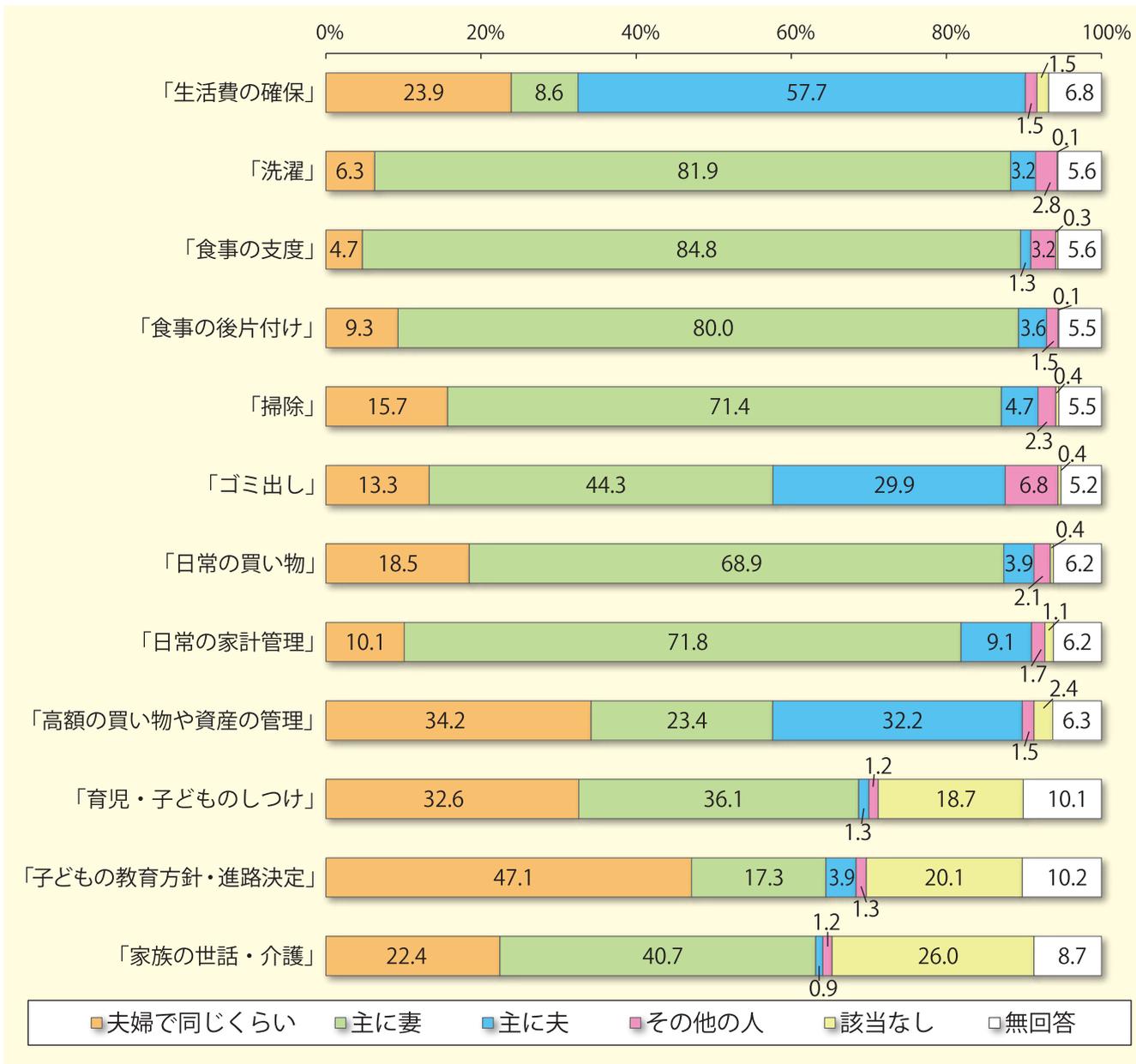
全体では、「育児休業など制度の条件が整っていないこと」の割合が4割強と最も高く、次いで「病人、高齢者等の看護・介護を女性が担わなければならないこと」の割合が高くなっています。

性別で見ると、女性では、「病人、高齢者等の看護・介護を女性が担わなければならないこと」の割合が男性よりも18.0ポイント高い4割台半ばにのぼっています。一方、男性では、「育児休業など制度の条件が整っていないこと」の割合が女性よりも13.4ポイント高い約5割にのぼっています。



家庭での役割分担について

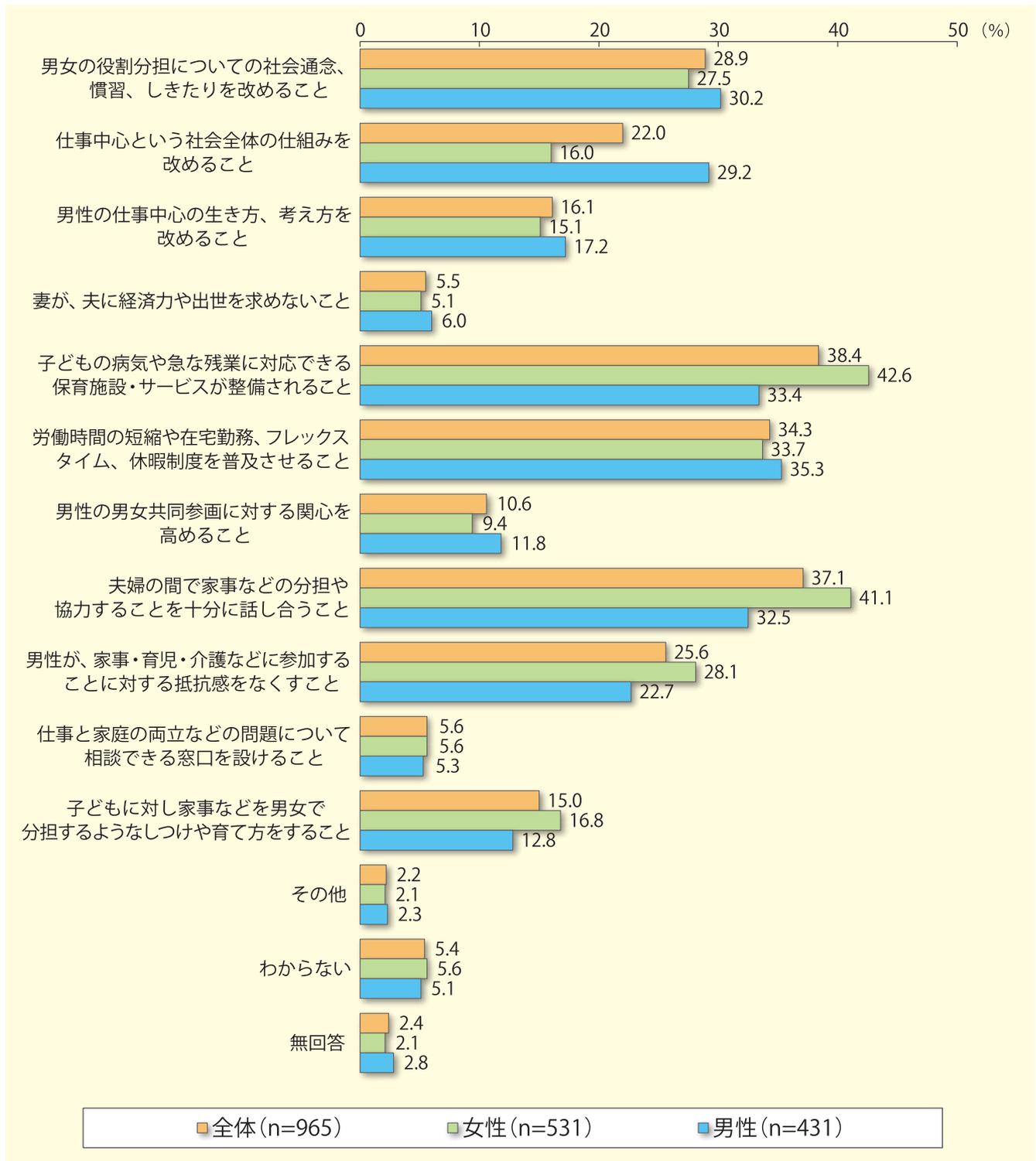
「生活費の確保」については、「主に夫」の割合が約6割と最も高くなっている一方、「洗濯」と「食事の支度」、「食事の後片付け」、「掃除」、「ゴミ出し」、「日常の買い物」、「日常の家計管理」、「育児・子どものしつけ」、「家族の世話・介護」については、「主に妻」の割合が最も高くなっています。また、「高額な買い物や資産の管理」と「子どもの教育方針・進路決定」では「夫婦で同じくらい」の割合が最も高く、3割台半ば以上を占めています。



男女が共に家事や子育て、教育、介護および地域活動に参加していくために必要なこと

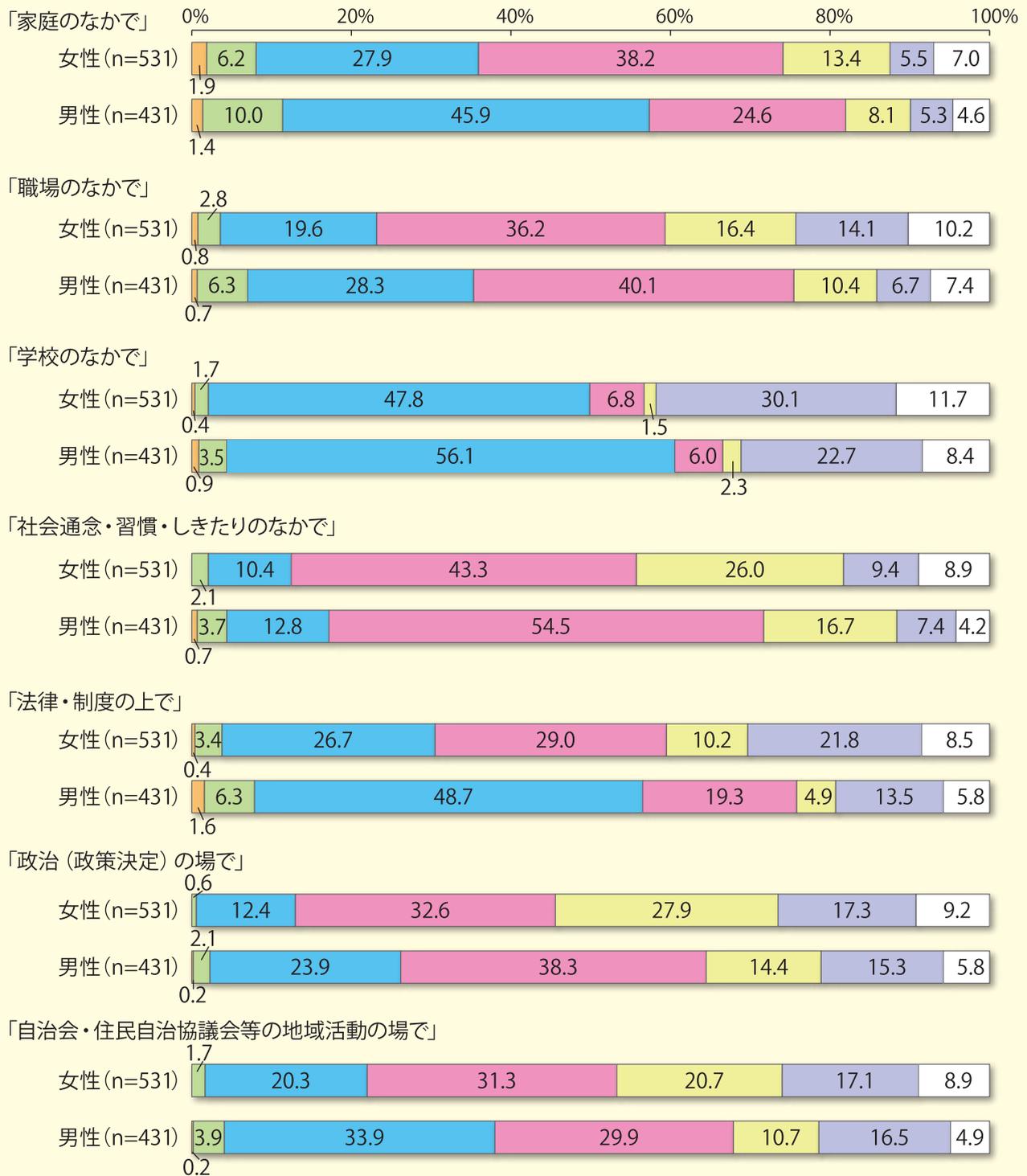
全体では、「子どもの病気や急な残業に対応できる保育施設・サービスが整備されること」と考える人が最も多く、次いで「夫婦の間で家事などの分担や協力することを十分に話し合うこと」と考える人が多くなっています。

性別で見ると、女性では、「子どもの病気や急な残業に対応できる保育施設・サービスが整備されること」の割合が4割強と最も高くなっている一方、男性では、「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイム、休暇制度を普及させること」の割合が3割台半ばと最も高くなっています。



男女の地位の平等について

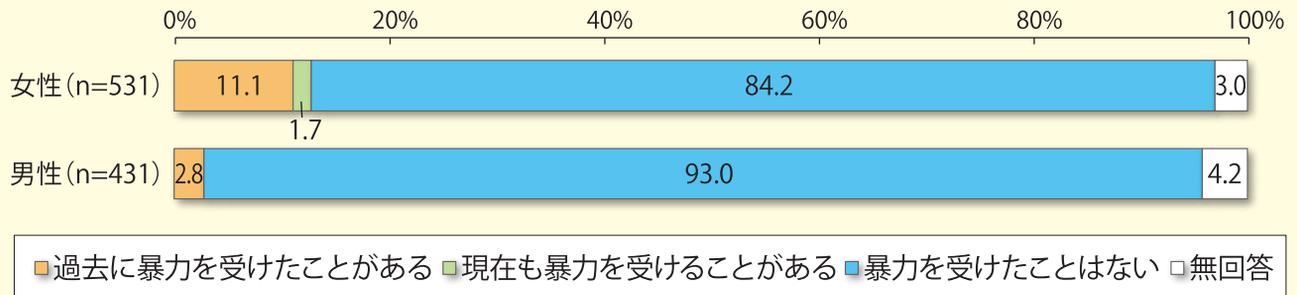
「学校のなかで」と「法律・制度の上で」を除いた全ての項目で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じる人の割合は女性の方が高くなっており、男性優遇感をより強く感じていることがうかがえます。



- 女性の方が優遇されている
- 平等
- 男性の方が優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- わからない

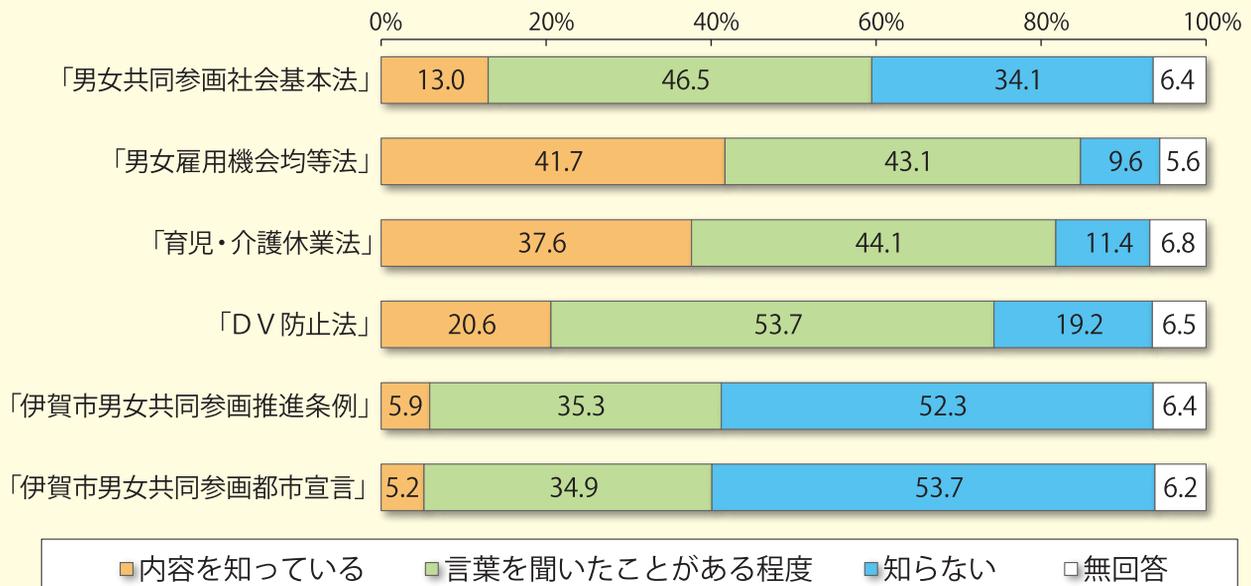
ドメスティック・バイオレンスを受けた経験

男女ともに「暴力を受けたことはない」の割合が8割台半ば～9割強と最も高く、次いで「過去に暴力を受けたことがある」となっています。「過去に暴力を受けたことがある」と「現在も暴力を受けることがある」の割合は男性よりも女性の方が高くなっています。



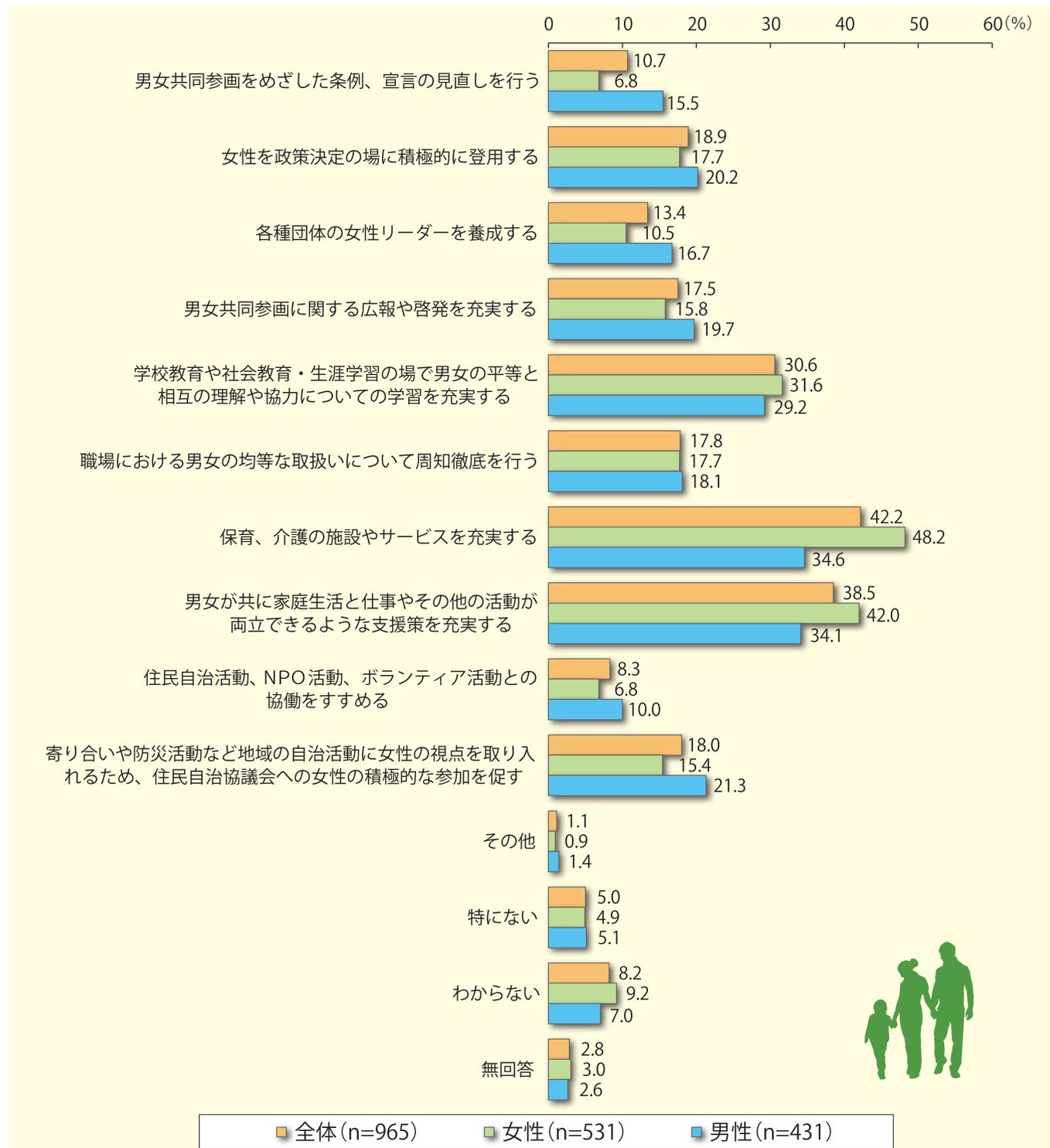
法律等の認知度

「男女共同参画社会基本法」については、「言葉を聞いたことがある程度」の割合が4割台半ばと最も高く、次いで「知らない」の割合が高くなっています。「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」については、「言葉を聞いたことがある程度」の割合が4割強～5割台半ばと最も高く、次いで「内容を知っている」の割合が高くなっています。「伊賀市男女共同参画推進条例」と「伊賀市男女共同参画都市宣言」については、「知らない」の割合が半数以上を占めており、次いで「言葉を聞いたことがある程度」の割合が高くなっています。



男女共同参画を推進していく上で必要なこと

全体では、「保育、介護の施設やサービスを充実する」と考える人が最も多く、次いで「男女が共に家庭生活と仕事やその他の活動が両立できるような支援策を充実する」と考える人が多くなっています。保育、介護の施設・サービスや両立支援策といった具体的な取り組みの強化が求められています。



発行：伊賀市 人権生活環境部 人権政策・男女共同参画課
 〒518-0873 伊賀市上野丸之内 500 番地
 TEL 0595-22-9632 FAX 0595-22-9666